

# 消えた高齢者を再び生まれよう 行政サービス受給者番号導入を

週刊ダイヤモンド「データフォーカス欄」、2010年10月30日号

一橋大学特任教授 高山憲之

「老人は死なず、ただ消え去るのみ」（石堂淑朗氏）と揶揄された、消えた高齢者の問題。問題の発端は東京都足立区で加藤宗現氏が2010年7月28日に白骨死体で発見されたことにある。死亡届が未提出の、遺族による年金不正受給の疑いがある事件となった。

その後、住所記載がなく戸籍上生存中の100歳以上高齢者が全国で約23万人もいることが今年9月、法務省調査で判明した（左のグラフ）。戦災や海外移住等で死亡届が出されなかったようだ。

一方、厚生労働省が100歳以上の高齢者について市区町村に安否確認を求めたところ、今年8月26日までに情報が提供された81自治体小計で271人が行方不明であった。そのうち25人は年金受給中である（右のグラフ）。全国には1750の自治体があるので、行方不明の100歳以上高齢者は今後の情報提供で相当増えるだろう。

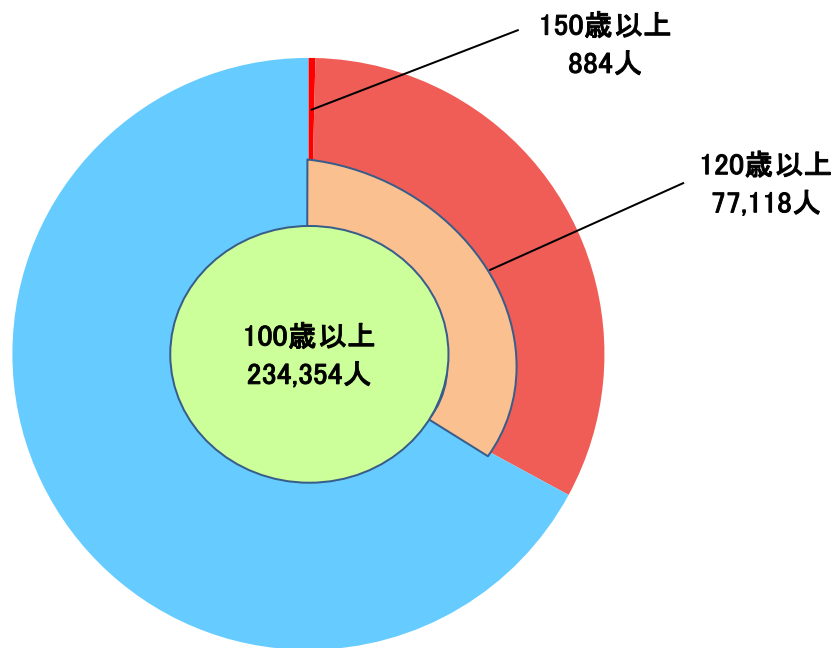
今回の自治体調査で縦割り行政の問題点も浮きぼりになった。福祉や国民健康保険を担当する部局では身元が不明であることを確認していても、それが住民基本台帳を所管している部局には伝わらなかったケースが少なくない。

今回の「消えた高齢者」問題が明らかにしたのは、行政における本人確認がいかに重要であるかということである。「待ち」の行政姿勢でこの問題を取り切ることは、もはやできない。情報サービス提供型の積極行政に切りかえるため、本人の現住所情報を常にフォローアップし、それを各地方自治体だけでなく全行政機関が共用する体制を早急に構築する必要がある。

現住所情報として現在の日本で最も優れているのは住民基本台帳番号だ。それを行政サービス受給者番号（仮称）に変更し、全府省庁・全自治体をオンラインで結ぶ。そして、それぞれの行政機関が保有しているデータを横に連携させる。そうすると行政機関同士で利用者データが交換可能となり、各種手続に添付書類は不要となる。国民の利便性は著しく向上する。

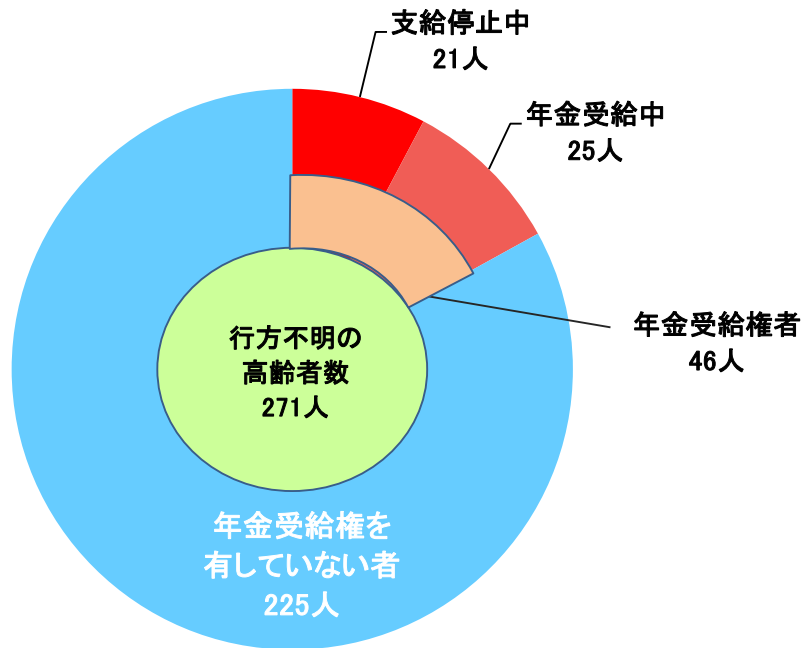
無論、プライバシーの保護にも努める。現住所情報にアクセスできる人を事前に登録し、閲覧記録を残すのだ。さらに本人が閲覧記録をいつでも見ることができるようにする。また住所変更もオンラインで可能とすればよい。

図1 所在不明の100歳以上高齢者数



出所) 法務省 報道発表、2010年9月10日

図2 行方不明高齢者の年金受給状況(100歳以上)



出所) 厚生労働省 説明資料、2010年8月26日時点